

# 認知症対応型通所介護

## 指導基準

—令和5年4月1日適用—

<根拠法令>

「法」 = 「介護保険法（平成9年法律第123号）」

「法施行規則」 = 「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）」

「基準条例」 = 「東京都台東区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例（平成25年3月25日条例第4号）」

「令和3年台東区条例第8号」 = 「東京都台東区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例（令和3年3月26日台東区条例第8号）」

「平12厚告27号」 = 「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年2月10日厚生省告示第27号）」

「平17厚告419号」 = 「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する基準（平成17年9月7日厚生労働省告示第419号）」

「平18厚告126号」 = 「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）」

「利用者等告示」 = 「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年3月23日厚生労働省告示第94号）」

「大臣基準告示」 = 「厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）」

「施設基準」 = 「厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第96号）」

「老企第41号」 = 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、  
指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準  
基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について  
(平成12年3月8日老企第41号)」

「老企第54号」 = 「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号）」

「平13老振発第18号」 = 「介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振発第18号）」

「解釈通知」 = 「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について

(平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号)」

「留意事項通知」 = 「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について  
(平成18年3月31日老計発0331005号・老振発0331005号・老老発0331018号)」

「宿泊サービス指針」 = 「指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針について

(平成27年4月30日老振発第0430第1号・老老発第0430第1号・老推発第0430第1号)」

※新型コロナウイルス感染症に係る臨時の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時の取扱いについて」によるものとする。

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
第1 基本方針	指定認知症対応型通所介護の事業は、要介護状態となった場合に、認知症である利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとして行われているか。	法第8条第18項 法第78条の3 基準条例第61条 解釈通知第3の三の1	・概況説明 ・定款、寄付行為等 ・運営規程 ・パンフレット等
第2 人員及び設備に関する基準【単独型・併設型】	(1) 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は次のとおりとなっているか。	法第78条の4第1項	・就業規則 ・賃金台帳等
1 従業者の員数	<p>① 生活相談員</p> <p>単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供日ごとに、サービス提供時間帯に専ら当該指定認知症対応型通所介護の提供に当たる生活相談員の勤務延時間数をサービス提供帯の時間数で除した数が1以上となるために必要な数を配置しているか。</p> <p>※生活相談員のサービス提供時間内の勤務時間の合計がサービス提供時間を下回ってはならない。</p> <p>※サービス提供時間数とは、サービス提供開始時刻から終了時刻までをいう。</p> <p>注) 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位とは、同時に、一体的に提供される単独型・併設型指定認知症対応型通所介護をいうものであることから、例えば、次のような場合には、2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。</p> <p>イ 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護が同時に一定の距離を置いた2つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているといえない場合  ロ 午前と午後とで別の利用者に対して単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供する場合。また、利用者ごとに策定した認知症対応型通所介護計画に位置づけられた内容の認知症対応型通所介護が一体的に提供されていると認められる場合は、同一単位で提供時間数の異なる利用者に対して認知症対応型通所介護を行うことも可能である。尚、同時一体的に行われているとは認められない場合は、別単位となることに留意すること。</p> <p>注) 生活相談員は、社会福祉法第19条にいう社会福祉主事の資格（社会福祉主任用資格）を有する者又は、これと同等以上の能力を有すると認められる者であるか。</p> <p>※ 同等以上の能力を有すると認められる者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護支援専門員</li> <li>・特別養護老人ホームで介護の提供に係る計画の作成に関し、1年以上（勤務日数180日以上）の実務経験を有する者</li> <li>・老人福祉施設の施設長経験者で、施設長として1年以上の実務経験を有する者</li> <li>・介護老人福祉施設、通所介護事業所、地域密着型サービス、介護老人保健施設及び短期入所生活介護等における、介護に係る実務経験が通算で1年以上（勤務日数180日以上）ある介護福祉士</li> </ul>	<p>基準条例第62条第1項第1号 解釈通知第3の三の2の(1)の①、②、③ホ</p> <p>平成28年9月15日28福保高介第875号「通所介護及び短期入所介護事業所における生活相談員の資格要件について」及び同留意事項通知</p>	<p>・勤務実績表/タイムカード ・勤務体制一覧表 ・職員名簿、雇用契約書 ・従業者の資格証 ・成績証明書</p> <p>※3科目主事により生活相談員を配置する場合、厚労省が指定する科目が卒業年度で変わること、経済学Ⅰ・Ⅱのように1つの科目がカリキュラム上複数に分けられている場合、それら全てを修めていないと当該科目を履修したことにならないため、その者の卒業年度、履修科目の確認を怠らないこと</p>



検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
	(6) 生活相談員、看護職員又は介護職員のうち1人以上は、常勤であるか。  (7) 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、東京都台東区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例第6条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	基準条例第62条第6項  基準条例第62条第7項	
2 管理者	(1) 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 ※ 指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所等の職務に従事することができる。  (2) 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、認知症対応型サービス事業管理者研修を修了しているか。 ただし、管理者の変更の届出を行う場合については、管理者交代時の都道府県における研修の開催状況等を踏まえ、新たに管理者を配置し、かつ、市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、当該管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合は当該管理者が研修を修了していない場合であっても差し支えない。	基準条例第63条第1項 解釈通知第3の三の2の(1)の④イ  基準条例第63条第2項 解釈通知第3の三の2の(1)の④ロ 平成24年3月13日厚生労働省告示第113号「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」第2号	・勤務実績表／タイムカード ・管理者の雇用形態が分かる文書 ・研修修了証
3 設備および備品等	(1) 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品を備えているか。 ※ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備をいう。  (2) (1)に掲げる設備の基準を満たしている ① 食堂及び機能訓練室 それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上となっているか。 ※ 食事の提供及び機能訓練を行う再に、当該食事の提供及び機能訓練に支障がない広さを確保することができる場合にあっては、同一の場所とすることができる。 ② 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されているか。	基準条例第64条第1項 解釈通知第3の三の2の(1)の⑤イ・ロ  基準条例第64条第2項 解釈通知第3の三の2の(1)の⑤ハ	・平面図 ・設備、備品台帳

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
	<p>(3) (1) の設備は、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業の用に供するものとなっているか。ただし、利用者に対する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p>	基準条例第64条第3項 解釈通知第3の三の2の(1)の⑤ニ	
	<p>(4) 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所と指定居宅サービス事業所等が併設の場合、サービス提供に支障がない場合は、設備基準上両サービスに規定があるもの（指定訪問介護事業所の場合は事務室）は共用可だが、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の機能訓練室と、併設関係にある病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院における通所リハビリテーション等を行うスペースを同一部屋等で共用する場合には、以下に掲げる条件を満たしているか。            ①当該部屋等において、両サービスを行うためのスペースが明確に区分されているか。            ②当該スペースの区分が、両サービスにおけるそれぞれの設備基準を満たしているか。</p>	基準条例第64条第4項 解釈通知第3の三の2の(1)の⑤ホ 宿泊サービス指針	
	<p>(5) 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護サービス以外のサービスを提供する場合、開始前に区長に届出ているか。</p>	基準条例第64条第4項 解釈通知第3の三の2の(1)の⑤ホ 宿泊サービス指針	
第3 人員及び設備に関する基準【共用型】			
1 従業者の員数	<p>共用型指定認知症対応型通所介護従業者の員数は、当該指定認知症対応型通所介護の利用者の数に、            ①指定認知症対応型共同生活介護            ②指定地域密着型特定施設            ③指定地域密着型介護老人福祉施設            の利用者、入居者又は入所者の数を合計した数について、①～③それぞれの人員基準を満たすために必要な数となっているか。</p>	基準条例第65条第1項 解釈通知第3の三の2の(2)の①、②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就業規則</li> <li>・賃金台帳等</li> <li>・勤務実績表/タイムカード</li> <li>・勤務体制一覧表</li> <li>・職員名簿、雇用契約書</li> <li>・研修修了証</li> </ul>
2 利用定員等	<p>(1) 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（同時に指定認知症対応型通所介護を受けることができる利用者の数の上限）は、次のとおりとなっているか。            ・指定認知症対応型共同生活介護事業所・・・共同生活住居ごとに1日当たり3人以下            ・指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。）・・・施設ごとに1日当たり3人以下            ・ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設・・・ユニットごとに施設入居者と指定認知症対応型通所介護利用者を合わせて1日12人以下</p>	基準条例第66条第1項 解釈通知第3の三の2の(2)の③	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者名簿</li> <li>・認知症対応型通所介護計画書</li> <li>・サービス提供記録</li> </ul>
	<p>(2) 指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営について3年以上の経験を有しているか。</p>	基準条例第66条第2項	

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
3 管理者	<p>(1) 共用型指定認知症対応型通所介護ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 ※以下のいずれかに該当する場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>①当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事する場合 ②本体事業所等（基準第45条第1項に規定する本体事業所等をいう。以下④において同じ。）の職務に従事する場合 ③同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等（本体事業所等を除く。）がある場合に、当該他の事業所、施設等の職務に従事する場合（この場合、他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設された入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護職員又は介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。 ④①及び②のいずれにも該当する場合 ⑤②及び③のいずれにも該当する場合</p> <p>(2) 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、認知症対応型サービス事業管理者研修を修了しているか。ただし、管理者の変更の届出を行う場合については、管理者交代時の都道府県における研修の開催状況等を踏まえ、新たに管理者を配置し、かつ、市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、当該管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合は当該管理者が研修を修了していない場合であっても差し支えない。</p>	基準条例第67条第1項 解釈通知第3の三の2の（2）の④イ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務実績表／タイムカード</li> <li>・管理者の雇用形態が分かる文書</li> <li>・研修修了証</li> </ul>
第4 運営に関する基準	<p>(1) 指定地域密着型サービス事業者は、指定認知症対応型通所介護を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でP D C Aサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めているか。</p>	基準条例第3条第4項 解釈通知第3の一の4の（1）	
1 介護保険等関連情報の活用とP D C Aサイクルの推進	(1) 指定認知症対応型通所介護事業者はサービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。	基準条例第81条準用（第10条） 解釈通知第3の三の3の（8）準用（第3の一の4の（2）の①）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営規程</li> <li>・重要事項説明文書</li> <li>・利用契約書</li> </ul>
2 内容および手続の説明および同意	<p>(2) 重要事項を記した文書は、わかりやすいものとなっているか。</p> <p>①重要事項に関する規程概要 ②認知症対応型通所介護従業者の勤務体制③事故発生時の対応 ④苦情処理の体制 ⑤第三者評価の実施状況（実施の有無、直近の実施年月日、評価機関の名称、評価結果の開示状況） ⑥その他</p>	解釈通知第3の三の3の（8）準用（第3の一の4の（2）の①）	
	(3) 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、(1)による文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供しているか。	基準条例第81条準用（第10条2項から第6項まで）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電磁的方法により提供等した関係書類等</li> </ul>

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
3 提供拒否の禁止	<p>指定認知症対応型通所介護事業者は、正当な理由なく指定認知症対応型通所介護の提供を拒んではいるか。            (正当な理由)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事業所の現員からは利用申込に応じ切れない場合</li> <li>・利用申込者の居住地が当該事業所の通常の実施地域外である場合</li> <li>・その他利用申込者に対し自ら適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することが困難な場合</li> </ul> </p>	基準条例第81条準用（第11条） 解釈通知第3の三の3の（8）準用（第3の一の4の（3））	・利用申込受付簿
4 サービス提供困難時の対応	指定認知症対応型通所介護事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定認知症対応型通所介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適切な他の指定認知症対応型通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	基準条例第81条準用（第12条） 解釈通知第3の三の3の（8）準用（第3の一の4の（4））	・サービス提供依頼書
5 受給資格等の確認	<p>(1) 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護の提供を求められた場合には、利用申込者の掲示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無および要介護認定の有効期間を確かめているか。</p> <p>(2) 指定認知症対応型通所介護事業者は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定認知症対応型通所介護を提供するように努めているか。</p>	基準条例第81条準用（第13条第1項） 解釈通知第3の三の3の（8）準用（第3の一の4の（5）の①）	・介護保険番号、有効期限等確認している記録等
6 要介護認定の申請に係る援助	<p>(1) 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定認知症対応型通所介護事業者は、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前には行われるよう、必要な援助を行っているか。</p>	基準条例第81条準用（第14条第1項） 解釈通知第3の三の3の（8）準用（第3の一の4の（6）の①）	・利用者に関する記録
7 心身の状況等の把握	指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	基準条例第81条準用（第60条の6）	・サービス担当者会議の記録

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
8 指定居宅介護支援事業者等との連携	<p>(1) 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	基準条例第81条準用（第16条第1項） 解釈通知第3の三の3の（8）準用（第3の一の4の（7））	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス担当者会議の記録</li> </ul>
9 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護の提供開始に際し、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を区に届け出ること等により、指定認知症対応型通所介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨の説明、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行つるために必要な援助を行つてはいるか。	基準条例第81条準用（第17条） 解釈通知第3の三の3の（8）準用（第3の一の4の（8））	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の届出控等</li> <li>・居宅サービス計画書(1)(2)</li> </ul>
10 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	指定認知症対応型通所介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定認知症対応型通所介護を提供しているか。	基準条例第81条準用（第18条） 解釈通知第3の三の3の（8）準用（第3の一の4の（9））	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅サービス計画書</li> <li>・認知症対応型通所介護計画書</li> <li>・サービス提供票</li> </ul>
11 居宅サービス計画等の変更の援助	指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行つてはいるか。	基準条例第81条準用（第19条） 解釈通知第3の三の3の（8）準用（第3の一の4の（10））	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅サービス計画書</li> <li>・認知症対応型通所介護計画書</li> <li>・サービス提供票</li> </ul>
12 サービス提供の記録	<p>(1) 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護を提供した際には提供日及び内容、法第42条の2第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。</p> <p>(2) 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</p>	基準条例第81条準用（第21条第1項） 解釈通知第3の三の3の（8）準用（第3の一の4の（12）の①）  基準条例第81条準用（第21条第2項） 解釈通知第3の三の3の（8）準用（第3の一の4の（12）の②）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供票</li> <li>・サービス提供票別表</li> <li>・サービス提供記録</li> <li>・業務日誌</li> <li>・送迎記録</li> </ul>

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
13 利用料等の受領	<p>(1) 指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。</p>	基準条例第81条準用（第60条の7第1項） 解釈通知第3の三の3の（8）準用（第3の二の二の3の（1）の①参照（第3の一の4の（13）の①））	・請求書 ・領収書
	<p>(2) 指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。</p>	基準条例第81条準用（第60条の7第2項） 解釈通知第3の三の3の（8）準用（第3の二の二の3の（1）の①参照（第3の一の4の（13）の②））	
	<p>(3) 指定認知症対応型通所介護事業者は、（1）及び（2）の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用以外の支払を利用者から受けているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対する送迎費用</li> <li>② 指定認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護であって利用者の選定に係るものとの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用</li> <li>③ 食事の提供に要する費用</li> <li>④ おむつ代</li> <li>⑤ その他指定認知症対応型通所介護サービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適當と認められる費用</li> </ul> <p>※ 全ての利用者に対し一律に提供し、全ての利用者からその費用を画一的に徴収することは不可</p>	基準条例第81条準用（第60条の7第3項） 解釈通知第3の三の3の（8）準用（第3の二の二の3の（1）の②）	
	<p>(4) 食事の提供に要する費用及び日常生活に要する費用については、指針の定め及び通知によるものとなっているか。</p>	基準条例第81条準用（基準条例第60条の7第4項） 解釈通知第3の三の3の（8）準用（第3の二の二の3の（1）の②） 平17厚告419号 老企第54号	
	<p>(5) 上記の費用の額に係るサービスの提供にあっては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、その内容および費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p>	基準条例第81条準用（第60条の7第5項） 解釈通知第3の三の3の（8）準用（第3の二の二の3の（1）の①参照（第3の一の4の（13）の④））	

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
	(6) 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該利用者に対し、法施行規則第65条の5において準用する第65条の規定で定めるところにより、領収証を交付しているか。	法第42条の2第9項準用（第41条第8項）	
	(7) 指定認知症対応型通所介護事業者は、法第42条の2第9項において準用する法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定認知症対応型通所介護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定認知症対応型通所介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定認知症対応型通所介護に要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。	法施行規則第65条の5準用（第65条）	
14 保険給付の請求のための証明書の交付	指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型通所介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定認知症対応型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	基準条例第81条準用（第23条）解釈通知第3の三の3の（8）準用（第3の一の4の（14））	・サービス提供証明書控
15 指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針	(1) 指定認知症対応型通所介護は、利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、目標を設定し、計画的に行っているか。  (2) 指定認知症対応型通所介護事業者は、提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	基準条例第70条第1項  基準条例第70条第2項	・認知症対応型通所介護計画書  ・評価を実施した記録
16 指定認知症対応型通所介護の具体的な取扱方針	(1) 指定認知症対応型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行なわれているか。  (2) 指定認知症対応型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行なわれているか。  (3) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、認知症対応型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っているか。  (4) 認知症対応型通所介護従業者は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行なっているか。  (5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。  (6) 指定認知症対応型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供しているか。	基準条例第71条第1項第1号 解釈通知第3の三の3の（1）の①  基準条例第71条第1項第2号 解釈通知第3の三の3の（1）の②  基準条例第71条第1項第3号 解釈通知第3の三の3の（1）の③  基準条例第71条第1項第4号 解釈通知第3の三の3の（1）の④  基準条例第71条第1項第5号  基準条例第71条第1項第6号	・認知症対応型通所介護計画書 ・研修に関する記録 ・利用者に関する記録

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
17 認知症対応型通所介護計画の作成	(1) 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しているか。	基準条例第72条第1項 解釈通知第3の三の3の(2)の①、②	・認知症対応型通所介護計画書 ・居宅サービス計画書 ・アセスメントシート ・モニタリングシート
	(2) 認知症対応型通所介護計画は、サービスの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成しているか。	解釈通知第3の三の3の(2)の③	
	(3) 認知症対応型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。	基準条例第72条第2項 解釈通知第3の三の3の(2)の④	
	(4) 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	基準条例第72条第3項 解釈通知第3の三の3の(2)の⑤	
	(5) 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、認知症対応型通所介護計画を作成した際には、当該認知症対応型通所介護計画を利用者に交付しているか。	基準条例第72条第4項 解釈通知第3の三の3の(2)の⑤	
	(6) 認知症対応型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、認知症対応型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っているか。また、その実施状況や評価についても説明を行っているか。	基準条例第72条第5項 解釈通知第3の三の3の(2)の⑥	
	(7) 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定認知症対応型通所介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から認知症対応型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該認知症対応型通所介護計画を提供することに協力するよう努めているか。	解釈通知第3の三の3の(2)の⑦準用(第3の一の4の(17)の⑫)	
18 利用者に関する区への通知	指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者が正当な理由がなく、認知症対応型通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合、または偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しているか。	基準条例第81条準用(第29条) 解釈通知第3の三の3の(8)準用(第3の一の4の(18))	・区に通知した記録
19 緊急時の対応	介護従業者は、現に指定認知症対応型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	基準条例第81条準用(第54条) 解釈通知第3の三の3の(8)準用(第3の二の4の(3))	・運営規程 ・緊急時対応マニュアル ・サービス提供記録

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
20 管理者の責務	(1) 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、指定認知症対応型通所介護事業所の従業者の管理及び指定認知症対応型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	基準条例第81条準用（第60条の11第1項） 解釈通知第3の三の3の（8）準用（第3の二の二の3の（4））	・組織図、組織規程 ・業務分担票 ・業務日誌等
	(2) 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者に運基準条例「第4第3節 運営に関する基準」を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	基準条例第81条準用（第60条の11第2項）	
21 運営規程	指定認知症対応型通所介護事業者は、各指定認知症対応型通所介護事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定（以下において「運営規程」という。）を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容（人員基準を満たす範囲で「○人以上」と記載することも差し支えない。） ③ 営業日及び営業時間（8時間以上9時間未満の通所介護の前後に連続して延長サービスを行う指定認知症対応型通所介護事業所にあっては、サービス提供時間とは別に当該延長サービスを行う時間を運営規程に明記すること） ④ 指定認知症対応型通所介護の利用定員（当該指定認知症対応型通所介護事業所において同時に指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者（実人員数）の数の上限をいう。） ⑤ 指定認知症対応型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑥ 通常の事業の実施地域（当該指定認知症対応型通所介護事業所が通常時に指定認知症対応型通所介護を提供する地域をいう。） ⑦ 指定認知症対応型通所介護の利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項（令和6年3月31日までの間は努力義務とする。） ⑪ その他運営に関する重要事項	基準条例第74条 解釈通知第3の三の3の（3） 令和3年台東区条例第8号付則第2条	・運営規程 ・重要事項説明書

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
22 勤務体制の確保等	(1) 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対し、適切な介護その他のサービスを提供できるよう、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、勤務表上に日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務関係を明記する等により、従業者の勤務の体制を定めているか。	基準条例第81条準用（第60条の13第1項） 解釈通知第3の三の3の（8）準用（第3の二の二の3の（6）の①）	・就業規則 ・運営規程 ・雇用の形態（常勤・非常勤がわかる文書） ・勤務表 ・勤務実績表 ・研修計画、実施記録
	(2) 当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者によって指定認知症対応型通所介護を提供しているか。	基準条例第81条準用（第60条の13第2項） 解釈通知第3の三の3の（8）準用（第3の二の二の3の（6）の②）	
	(3) 指定認知症対応型通所介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。その際、当該指定認知症対応型通所介護事業者は、全ての認知症対応型通所介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。 ※当該義務付けの対象となるない者は看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。 ※養成施設及び福祉系高校で認知症に係る科目を受講した者、認知症の介護等に係る研修を修了した者については、対象外として差し支えない。 ※新卒採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対して、1年以内に認知症介護基礎研修を受講せること。 ※認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置は、令和6年3月31日までの間は努力義務とする。	基準条例第81条準用（第60条の13第3項） 解釈通知第3の三の3の（8）準用（第3の二の二の3の（6）の③） 令和3年台東区条例第8号付則第5条	
	(4) 指定認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントを防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ※セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。 ①事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 ②相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。	基準条例第81条準用（第60条の13第4項） 解釈通知第3の三の3の（8）参照（第3の一の4の（22）⑥） 平成18年10月11日厚告第615号「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上講ずべき措置等についての指針」 令和2年1月15日厚告第5号「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関する雇用管理上講すべき措置等についての指針」 厚生労働省HP「介護現場におけるハラスメント対策」	・事業者におけるハラスメント防止の方針 ・被害防止のためのマニュアル ・研修計画、実施記録
	(5)利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントを防止するため、次に掲げる措置を講じよう努めているか。 ①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 ②被害者への配慮のための取組：メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等 ③被害防止のための取組：マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組		

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
23 定員の遵守	指定認知症対応型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定認知症対応型通所介護の提供を行っていないか。 ※ 災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 ※ 共用型の場合、1日の同一時間帯に3人を超えていないか。	基準条例第81条準用（第60条の14）	・利用者名簿 ・運営規程 ・業務日誌 ・国保連への請求書控え
24 非常災害対策	(1) 指定認知症対応型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画（消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画）を策定し、非常災害時の関係機関への通報および連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	基準条例第81条準用（第60条の15第1項） 解釈通知第3の三の3の(8) 準用（第3の二の二の3の(8)①）	・非常災害時対応マニュアル（対応計画） ・避難確保計画（区が指定した事業所に限る） ・運営規程 ・避難訓練の記録 ・通報、連絡体制 ・消防署への届出
	(2) 指定認知症対応型通所事業者は、(1)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	基準条例第81条準用（第60条の15第2項） 解釈通知第3の三の3の(8) 準用（第3の二の二の3の(8)②）	
25 業務継続計画の策定等  ※令和6年3月31日までの間は努力義務	(1) 指定認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 ①感染症に係る業務継続計画 ・平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） ・初動対応 ・感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ②災害に係る業務継続計画 ・平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） ・緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） ・他施設及び地域との連携	基準条例第81条準用（第33条の2第1項） 解釈通知第3の三の3の(4) 参照（第3の二の二の3の(7)） 令和3年台東区条例第8号付則第3条 令和2年12月14日老高発1214第1号・老認発1214第1号、老老発1214第1号「介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等について」 厚生労働省HP「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」	・業務継続計画 ・研修計画、実施記録 ・訓練（シミュレーション）の記録
	(2) 指定認知症対応型通所介護事業者は、認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。 研修においては、職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。 また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。	基準条例第81条準用（第33条の2第2項） 解釈通知第3の三の3の(4) 参照（第3の二の二の3の(7)）	
	(3) 指定認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	基準条例第81条準用（第33条の2第3項）	

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
26 衛生管理等	<p>(1) 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じているか。</p> <p>指定認知症対応型通所介護事業者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。  ※他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。  ※令和6年3月31日までの間は努力義務とする。</p> <p>(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図っているか。  ※感染対策担当者を決めておくこと。  ※テレビ電話装置等を活用して行うことができる。  ※他の会議体と一体的に設置・運営することができる。</p> <p>(3) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。  ・平常時の対策（事業所内の衛生管理、ケアにかかる感染対策等）  ・発生時の対応（発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、区など関係機関との連携、区との連携及び報告等）  ・事業所内及び関係機関との連絡体制の整備</p> <p>(4) (3) の指針に基づいた研修及び訓練（シミュレーション）を、いずれも年1回以上実施しているか。  ※新規採用時は研修を実施することが望ましい。</p>	<p>基準条例第81条準用（第60条の16第1項）  解釈通知第3の三の3の(5) 参照（第3の二の二の3の(9) の①）</p> <p>基準条例第81条準用（第60条の16第2項）  第3の三の3の(5) 参照（第3の二の二の3の(9) の②）  令和3年台東区条例第8号付則第4条  令和3年3月9日老高発0309第1号、老認発0309第1号、老老発0309第1号「介護現場における感染対策の手引き（第2版）等について」  厚生労働省HP「介護事業所向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめ」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質検査等の記録</li> <li>・受水槽等の清掃記録</li> <li>・衛生管理マニュアル</li> <li>・保健所の指導等に関する記録</li> <li>・感染症の予防及びまん延の防止のための指針</li> <li>・感染症の予防及びまん延の防止のための対策検討委員会の記録</li> <li>・研修計画、実施記録</li> <li>・感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の実施記録</li> </ul>
27 掲示	指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資する認められる重要事項を掲示しているか。 ※重要事項を記載したファイル等を、利用者等が自由に閲覧可能な形で事業所に備え付けることで掲示に代えることができる。	基準条例第81条準用（第35条） 解釈通知第3の三の3の(8) 準用（第3の一の4の(25)）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・掲示物</li> <li>・重要事項を記載したファイル等</li> </ul>

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
28 秘密保持等	<p>(1) 指定認知症対応型通所介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定認知症対応型通所介護事業者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定認知症対応型通所介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p>	基準条例第81条準用（第36条第1項） 解釈通知第3の三の3の(8)準用（第3の一の4の(26)の①）	・従業者の秘密保持誓約書 ・個人情報使用同意書（利用者、家族）
29 広告	指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽または誇大なものとしていないか。	基準条例第81条準用（第37条）	・パンフレット／チラシ ・ホームページ
30 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止	指定認知症対応型通所介護事業者は、居宅介護支援事業者またはその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	基準条例第81条準用（第38条） 解釈通知第3の三の3の(8)準用（第3の一の4の(27)）	

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
31 苦情処理	<p>(1) 指定認知症対応型通所介護事業者は、提供した指定認知症対応型通所介護に係る利用者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>具体的には、苦情を処理するために講ずる措置の概要を明らかにし、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示しているか。</p>	基準条例第81条準用（第39条第1項） 解釈通知第3の三の3の（8）準用（第3の一の4の（28）の①）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要事項説明書</li> <li>・運営記録</li> <li>・苦情対応マニュアル</li> <li>・苦情の受付簿</li> <li>・苦情者への対応記録</li> <li>・苦情に係る指導等に関する記録</li> <li>・区への報告記録</li> <li>・国保連への報告記録</li> </ul>
	<p>(2) 指定認知症対応型通所介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しているか。</p>	基準条例第81条準用（第39条第2項） 解釈通知第3の三の3の（8）準用（第3の一の4の（28）の②）	
	<p>(3) 指定認知症対応型通所介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。</p>	解釈通知第3の三の3の（8）準用（第3の一の4の（28）の②）	
	<p>(4) 指定認知症対応型通所介護事業者は、提供した指定認知症対応型通所介護に関し、法第23条の規定により区が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区からの指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	基準条例第81条準用（第39条第3項） 解釈通知第3の三の3の（8）準用（第3の一の4の（28）の③）	
	<p>(5) 指定認知症対応型通所介護事業者は、区からの求めがあった場合には、上記の改善の内容を区に報告しているか。</p>	基準条例第81条準用（第39条第4項）	
	<p>(6) 指定認知症対応型通所介護事業者は、提供した指定認知症対応型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	基準条例第81条準用（第39条第5項）	
	<p>(7) 指定認知症対応型通所介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、上記の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。</p>	基準条例第81条準用（第39条第6項）	

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
32 地域との連携等	(1) 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、区の職員または当該指定認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）を設置し、概ね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。	基準条例第81条準用（第60条の17第1項） 解釈通知第3の三の3の（8）準用（第3の二の二の3の（10）の①）	・運営推進会議の記録 ・地域交流に関する記録 ・外部評価の結果
	(2) 指定認知症対応型通所介護事業者は、運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を作成、公表しているか。	基準条例81条準用（第60条の17第2項） 解釈通知第3の三の3の（8）準用（第3の二の二の3の（10）の②）	
	(3) 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力を図っているか。	基準条例81条準用（第60条の17第3項） 解釈通知第3の三の3の（8）準用（第3の二の二の3の（10）の③）	
	(4) 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、区等が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の区が実施する事業に協力するよう努めているか。	基準条例81条準用（第60条の17第4項） 解釈通知第3の三の3の（8）準用（第3の二の二の3の（10）の④参照（第3の一の4の（29）の④））	
	(5) 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定認知症対応型通所介護の提供を行なうよう努めているか。	基準条例81条準用（第60条の17第5項） 解釈通知第3の三の3の（8）準用（第3の二の二の3の（10）の⑤参照（第3の一の4の（29）の⑤））	
33 事故発生時の対応	(1) 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、区、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、事故の状況および事故に際して採った処置について記録しているか。	基準条例第81条準用（第60条の18第1項、第2項） 解釈通知第3の三の3の（8）準用（第3の二の二の3の（11））	・事故対応マニュアル ・区、家族、介護支援専門員等への報告記録 ・再発防止策の検討の記録 ・ヒヤリハットの記録
	(2) 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めているか。	基準条例第81条準用（第60条の18第1項、第2項） 解釈通知第3の三の3の（8）準用（第3の二の二の3の（11）の①）	
	(3) 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行なっているか。	基準条例第81条準用（第60条の18第3項） 解釈通知第3の三の3の（8）準用（第3の二の二の3の（11）の②）	

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
	(4) 指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、(1)の規定に準じた必要な措置を講じているか。	基準条例第81条準用（第60条の18第4項） 解釈通知第3の三の3の(8)準用（第3の二の二の3の(11)の③）	
34 虐待の防止  ※令和6年3月31日までの間は努力義務	<p>指定認知症対応型通所介護事業者は、虐待の未然防止、虐待等の早期発見、虐待等への迅速かつ適切な対応、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催し、次のような事項について検討するとともに、その結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）について、従業者に周知徹底を図っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること</li> <li>②虐待の防止のための指針の整備に関すること</li> <li>③虐待の防止のための職員研修の内容に関すること</li> <li>④虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること</li> <li>⑤従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること</li> <li>⑥虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること</li> <li>⑦前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること</li> </ul> <p>※管理者を含む幅広い職種で構成し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にすること。 ※事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 ※虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。 ※他の会議体と一体的に設置・運営することができる。 ※他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</p> <p>(2) 虐待の防止のための指針を次の項目を盛り込んで整備しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①事業所における虐待の防止に関する基本的考え方</li> <li>②虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項</li> <li>③虐待の防止のための職員研修に関する基本方針</li> <li>④虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針</li> <li>⑤虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項</li> <li>⑥成年後見制度の利用支援に関する事項</li> <li>⑦虐待等に係る苦情解決方法に関する事項</li> <li>⑧利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項</li> <li>⑨その他虐待の防止の推進のために必要な事項</li> </ul> <p>(3) (2) の指針に基づいた研修を年1回以上実施しているか。 ※新規採用時は必ず研修を実施すること。</p> <p>(4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 ※(1)の委員会の責任者と同一の従業者が望ましい。</p>	基準条例第3条第3項 基準条例第81条準用（第41条の2） 解釈通知第3の三の3の(6)参考（第3の一の4の(31)） 令和3年台東区条例第8号付則第2条 平成17年法律第124号「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」	・虐待の防止のための指針 ・虐待の防止のための対策検討委員会の記録 ・研修計画、実施記録

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
35 会計の区分	指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定認知症対応型通所介護事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。	基準条例第81条準用（第42条） 解釈通知第3の三の3の（8）準用（第3の一の4の（32）） 平13老振発第18号	・会計関係書類
36 記録の整備	<p>(1) 指定認知症対応型通所介護事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。</p> <p>①認知症対応型通所介護計画      ②第81条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録      ④第81条において準用する第29条に規定する区への通知に係る記録      ⑤第81条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録      ⑥第81条において準用する第60条の18第2項に規定する事故の状況および事故に際して採った処置についての記録      ⑥第81条において準用する第60条の17第2項に規定する運営推進会議の報告、評価、要望、助言等の記録      ※「その完結の日」とは、①から⑤までの記録については、個々の利用者につき、契約の終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立を含む。）により一連のサービス提供が終了した日、⑥の記録については、運営推進会議を開催し、報告、評価、要望、助言等の記録を公表した日とする。</p>	<p>基準条例第80条第1項 解釈通知第3の三の3の（7）参照（第3の二の二の3の（13））</p> <p>基準条例第80条第2項 解釈通知第3の三の3の（7）参照（第3の二の二の3の（13））</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員名簿</li> <li>・設備、備品台帳</li> <li>・会計関係書類</li> <li>・認知症対応型通所介護計画書</li> <li>・介護日誌</li> <li>・介護記録</li> <li>・区への通知に係る記録</li> <li>・苦情に関する記録</li> <li>・事故に関する記録</li> <li>・運営推進会議に係る記録</li> <li>・送迎に関する記録</li> </ul>
37 その他	外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保のため、必要な取組みを図るとともに、関係期間や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築しておくよう努めているか。	平成28年9月15日付老高発0915 第1号「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」	

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
第5 電磁的記録及び電磁的方法	<p>電磁的記録により行う場合や電磁的方法による場合は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱のためのガイドライン」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守しているか。</p> <p>①電磁的記録について 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者等（以下「事業者等」）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができる。</p> <p>②電磁的方法について 利用者及びその家族等（以下「利用者等」。）の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）について、事前に利用者等の承諾を得た上で、電磁的方法によることができる。</p>	<p>基準条例第204条 解釈通知第5 留意事項通知第2の1の（13） 平成29年4月14日個情第534号・ 医政発0414第6号・薬生発0414 第1号・老発0414第1号「医療・ 介護関係事業者における個人情 報の適切な取扱のためのガイ ドライン」 平成17年3月31日医政発第 0331009号・薬食発第0331020 号・保発第0331005号「医療情 報システムの安全管理に関する ガイドライン」</p>	
第6 変更の届出等	(1) 事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を区に届け出ているか。	<p>法第78条の5第1項 法施行規則第131条の13第1項か ら第3項まで</p>	<p>・届出書類の控</p>
	(2) 事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を区長に届け出ているか。	<p>法第78条の5第2項 法施行規則第131条の13第4項</p>	

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
第7 介護給付費の算定及び取扱い 1 基本的事項	<p>(1) 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業に要する費用の額は、平成18年厚生省告示第126号の別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。 ただし、指定認知症対応型通所介護事業者が指定認知症対応型通所介護事業所毎に所定単位数より低い単位数を設定する旨を、に事前に届出を行った場合は、この限りではない。</p> <p>(2) 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業に要する費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、(1)の別表に定める単位数を乗じて算定しているか。</p> <p>(3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数がある時は、その端数金額は切捨てて計算しているか。</p>	施設基準二十八イ・ロ・ハ 平18厚告126号の一 平18厚告126号の二 平18厚告126号の三 老企第41号	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護給付費請求書</li> <li>介護給付費明細書</li> <li>サービス提供票・別表</li> <li>利用者に関する記録</li> </ul>
2 利用者定数超過又は職員数が基準を満たさない場合の算定	<p>(1) 利用者の数が法施行規則第131条の4の規定に基づき区分に提出した運営規程に定められている登録定員を超えている場合、全利用者について所定単位数の100分の70により算定しているか。</p> <p>(2) 看護・介護職員の員数配置が基準を満たしていない場合、全利用者について所定単位数の100分の70により算定しているか。 ※ 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合はその翌月から、1割の範囲内で減少した場合は、その翌々月から、人員欠如が解消に至った月まで減算となる。</p>	留意事項通知第2の1(6) 平12厚告第27号六のイ	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者に関する記録</li> <li>職員勤務表</li> </ul>
3 所要時間による区分の取扱い	所要時間による区分については、現に要した時間ではなく、認知症対応型通所介護計画に位置づけられた内容の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定しているか。 ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が平成12年厚生省告示第27号の一(厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法)に該当する場合〔利用者定数超過又は職員数が基準を満たさない場合〕は、同告示により算定している	平18厚告126号の別表の3のイ・ロの注1 留意事項通知第2の4の(1) 準用(第2の3の2(1))	

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
4 短時間の場合の取扱い	心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を行う場合は、「所要時間3時間以上5時間未満の場合」の所定単位数の100分の63に相当する単位数を算定しているか。	平18厚告126号の別表の3のイ・ロの注2 留意事項通知第2の4(2) 準用(第2の3の2(2))	・認知症対応型通所介護計画書 ・サービス提供票・別表
5 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の取扱い	感染症又は災害（厚生労働大臣が認めるものに限る。）の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の5以上減少している場合に、区長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所において、指定認知症対応型通所介護を行った場合には、利用者数が減少した月の翌々月から3月以内に限り、1回につき所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別の事情があると認められる場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から3月以内に限り、引き続き加算することができる。	平18厚告126号の別表の3のイ・ロの注3 留意事項通知第2の4(3) 令和3年3月16日老認発0316第4号、老老発0316第3号「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」	・感染症又は災害の発生を理由とする通所介護費等の介護報酬による評価
6 9時間以上の場合に係る加算の取扱い	日常生活上の世話を行った後に引き続き所要時間8時間以上9時間未満の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を行った場合又は所要時間8時間以上9時間未満の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合であって、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の所要時間と当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間（算定対象時間）が9時間以上となる時は、算定対象時間が9時間以上10時間未満の場合は50単位を、10時間以上11時間未満の場合は100単位を、11時間以上12時間未満の場合は150単位を、12時間以上13時間の未満の場合は200単位を、13時間以上14時間未満の場合は250単位を所定単位数に加算しているか。	平18厚告126号の別表の3のイ・ロの注4 留意事項通知第2の4(4) 準用(第2の3の2(4))	・認知症対応型通所介護計画書 ・サービス提供票・別表

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
7 入浴介助加算	<p>次の基準に適合しているものとして区長に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ 入浴介助加算（I） 40単位            入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること。            ① 入浴介助加算（I）は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定されるものであるが、この場合の「観察」とは、自立生活支援のための見守り的援助のことであり、利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のために、極力利用者自身の力で入浴し、必要に応じて介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを行うことにより、結果として、身体に直接接觸する介助を行わなかった場合についても、加算の対象となるものであること。なお、この場合の入浴には、利用者の自立生活を支援する上で最適と考えられる入浴手法が、部分浴（シャワー浴含む）等である場合は、これを含むものとする。            ② 認知症対応型通所介護計画上、入浴の提供が位置付けられている場合に、利用者側の事情により、入浴を実施しなかった場合については、加算を算定できない。</p> <p>ロ 入浴介助加算（II） 55単位            次のいずれにも適合すること。            (1) イに掲げる基準に適合すること。            (2) 医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員その他の職種の者（以下「医師等」）が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。            (3) 訪問において、居宅の浴室が、利用者自身又はその家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にあると認められる場合は、訪問した医師等が、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は指定福祉用具貸与事業所若しくは指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。            (4) 当該指定認知症対応型通所介護事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）が共同して、利用者の居宅を訪問した医師等との連携の下で、当該利用者の身体の状況、訪問により把握した当該居宅の浴室の環境等を踏まえて個別の入浴計画を作成すること。            (5) (4) の入浴計画に基づき、個浴（個別の入浴をいう。）その他の利用者の居宅の状況に近い環境で、入浴介助を行うこと。</p>	平18厚告126号の別表の3のイ・ロの注6 留意事項通知第2の4（9）準用（第2の3の2（8）） 大臣基準告示・十四の三	・入浴記録 ・居宅訪問記録 ・入浴計画

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
8 生活機能向上連携加算	<p>次に掲げる基準に適合しているものとして区長に届け出た指定認知症対応型通所介護事業所が、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合は、当該基準に掲げる区分に従い、イについては、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、口については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、個別機能訓練加算を算定している場合、イは算定せず、口は1月につき100単位を所定単位数に加算する。</p> <p>イ 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位</p> <p>(1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下「理学療法士等」）の助言に基づき、当該指定地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。</p> <p>※「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院であること。</p> <p>※個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載しなければならない。</p> <p>※目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。</p> <p>※個別機能訓練計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとすること。</p> <p>(2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。</p> <p>(3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。</p> <p>※利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとすること。</p> <p>ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならないこと。</p> <p>口 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位</p> <p>(1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定認知症対応型通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。</p> <p>(2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。</p> <p>(3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。</p>	<p>平18厚告126号の別表の3のイ・ロの注7 留意事項通知第2の4(6) 参照 (第2の3の2(10)) 大臣基準告示・十五の二</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部との連携による利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画書</li> <li>・外部との連携により行った評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価した記録</li> </ul>

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
9 個別機能訓練加算	<p>(1) 指定認知症対応型通所介護を行う時間帯に1日120分以上、専ら理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下「機能訓練指導員」）が、個別機能訓練計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合、個別機能訓練加算（I）として、1日につき27単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>※ 当該事業所の看護職員が、加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する時間は、看護職員としての人員基準の算定に含めないこと。</p>	平18厚告126号の別表の3のイ・ロの注8 留意事項通知第2の4（7） 令和3年3月16日老認発0316第3号、老老発0316第2号「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」 令和3年3月16日老老発0316第4号「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」	・個別機能訓練計画書 ・実施時間、訓練内容、担当者等の記録
	<p>(2) 個別機能訓練を行うに当たっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとにその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に個別機能訓練を行っていること。</p>		
	<p>(3) 個別機能訓練の開始時、及びその3か月後に1回以上利用者に対し個別機能訓練計画の内容を説明すること。</p> <p>※ 利用者に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとすること。  ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者の同意を得なければならないこと。</p>		
	<p>(4) 個別機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練従事者により閲覧が可能であるようにすること。</p>		
	<p>(5) 個別機能訓練加算（I）を算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算（II）として、1月につき20単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>※ 情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。</p>		・個別機能訓練計画書（様式例）

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
10 ADL維持等加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所において、利用者に対して認知症対応型通所介護を行った場合は、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ ADL維持等加算(I) 30単位 次のいずれにも適合すること。            (1) 評価対象者（利用期間が6月を超える者をいう。以下この号において同じ。）の総数が10人以上であること。            (2) 評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月（以下「評価対象利用開始月」という。）と、当該月の翌月から起算して6月目（6月目にサービスの利用がない場合については当該サービスの利用があった最終の月）において、ADLを評価し、その評価に基づく値（ADL値）を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出していること。            ※ADLの評価は、一定の研修を受けた者により、Barthel Index を用いて行うものとし、提出はLIFEを用いて行うこととする。            (3) 評価対象利用月の翌月から6月目に測定したADL値から、評価対象利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値や要介護認定の常行等に応じた値を加えて得た値（ADL利得）について、ADL利得の多い順に、上位100分の10に相当する利用者（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）及び下位100分の10に相当する利用者（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を除く利用者（以下「評価対象利用者」。）のADL利得を平均して得た値が1以上であること。他の施設や事業所が提供するリハビリテーションを併用している利用者については、リハビリテーションを提供している当該他の施設や事業所と連携してサービスを実施している場合に限り、ADL利得の評価対象利用者に含めるものとする。</p> <p>ロ ADL維持等加算(II) 60単位 次のいずれにも適合すること。            (1) イ(1)及び(2)の基準に適合するものであること。            (2) 評価対象者のADL利得の平均値が二以上であること。</p> <p>【ADL維持等加算(III)】            令和3年3月31日において現に、令和3年度介護報酬改定による改正前のADL維持等加算に係る届け出を行っている事業所であって、イ及びロに係る届け出を行っていないものは、令和5年3月31日までの間はADL維持等加算(III)を算定することができる。この場合の算定要件等は、令和3年度介護報酬改定による改正前のADL維持等加算(I)の要件によるものとする。</p>	平18厚告126号の別表の3のイ・ロの注9 留意事項通知第2の4(8) 大臣基準告示・十六の二 利用者等告示・三十七 平成30年4月6日老振発第0406第1号、老老発第0406第3号「ADL維持等加算に関する事務処理手順及び様式例について」	・バーサルインデックスを用いて得られた評価対象者のADL値及びADL利得の記録
11 若年性認知症利用者受入加算	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定めていることを区に届け出た事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定認知症対応型通所介護を行った場合、1日につき60単位を所定単位数に加算しているか。 ※ 65歳の誕生日の前々日までの算定としているか。	平18厚告126号の別表の3のイ・ロの注10 留意事項通知第2の4(10) 準用(第2の3の2(14)) 大臣基準告示・十八	・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 ・サービス提供票・別表 ・利用者に関する記録

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
12 栄養アセスメント加算	<p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして区長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメントを行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき50単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。</p> <p>(1) 当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所（栄養アセスメント加算の対象事業所に限る。）、医療機関、介護保険施設（栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。）又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」）との連携により、管理栄養士を1名以上配置して行うものであること。</p>	<p>平18厚告126号の別表の3のイ・ロの注11 留意事項通知第2の4（11）準用（第2の3の2（15）） 大臣基準告示・十八の二 令和3年3月16日老認発0316第3号、老老発0316第2号「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」 令和3年3月16日老老発0316第4号「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務実績表/タイムカード</li> <li>・勤務体制一覧表</li> <li>・職員名簿、雇用契約書</li> <li>・従業者の資格証</li> <li>・栄養スクリーニング・アセスメント・モニタリング（通所・居宅）（様式例）</li> </ul> <p>※栄養ケア・ステーションは、公益社団法人日本栄養士会又は都道府県栄養士会が設置・運営するものに限る。</p>
	<p>(2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。栄養アセスメントについては、3月に1回以上、①から④までに掲げる手順により行うこと。あわせて、利用者の体重については、1月毎に測定すること。</p> <p>①利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。      ②管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、解決すべき栄養管理上の課題の把握を行うこと。      ③①及び2の結果を当該利用者又はその家族に対して説明し、必要に応じ解決すべき栄養管理上の課題に応じた栄養食事相談、情報提供等を行うこと。      ④低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者については、介護支援専門員と情報共有を行い、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供を検討するように依頼すること。</p>		
	<p>(3) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し（提出については、LIFEを用いて行うこととする。）、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</p>		
	<p>(4) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定地域密着型通所介護事業所であること（定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。）。</p> <p>※原則として、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、栄養アセスメント加算は算定しないが、栄養アセスメント加算に基づく栄養アセスメントの結果、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供が必要と判断された場合は、栄養アセスメント加算の算定月でも栄養改善加算を算定できること。</p>		

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
13 栄養改善加算	<p>次に掲げるいずれの基準に適合しているものとして区長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき200単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>※但し、栄養改善サービスの開始から3か月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、当該サービスの継続が必要と認められる利用者は引き続き算定が可能</p> <p>(1) 当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所（栄養改善加算の対象事業所に限る。）、医療機関、介護保険施設（栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。）又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」）との連携により、管理栄養士を1名以上配置して行うものであること。</p> <p>(2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。</p> <p>(3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。</p> <p>(4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。</p> <p>(5) 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定地域密着型通所介護事業所であること（定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。）。</p>	<p>平18厚告126号の別表の3のイ・ロの注12 留意事項通知第2の4（12）準用（第2の3の2（16）） 大臣基準告示・十九</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本チェックリスト</li> <li>・栄養ケア計画（利用者等が同意した旨の記載も確認）</li> <li>・栄養改善サービス提供記録</li> <li>・栄養状態モニタリング</li> </ul> <p>※栄養ケア・ステーションは、公益社団法人日本栄養士会又は都道府県栄養士会が設置・運営するものに限る。</p>

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
14 口腔・栄養スクリーニング加算	<p>別に厚生労働大臣の定める基準に適合している単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所（定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。）の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに次に掲げる利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①口腔スクリーニング           <ul style="list-style-type: none"> <li>・硬いものを避け、柔らかいものを中心いて食べる者、入れ歯を使っている者、むせやすい者</li> </ul> </li> <li>②栄養スクリーニング           <ul style="list-style-type: none"> <li>・BMIが18.5未満である者、1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストのNo.11の項目が「1」に該当する者、血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者、食事摂取量が不良（75%以下）である者</li> </ul> </li> </ul> <p>イ 口腔・栄養スクリーニング加算（I） 20単位</p> <p>(1) 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報（当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。</p> <p>(2) 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。</p> <p>(3) 算定日が属する月が、次に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。</li> <li>②当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。</li> </ul> <p>ロ 口腔・栄養スクリーニング加算（II） 5単位</p> <p>(2) ①又は②に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①次に掲げる基準のいずれにも適合すること。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・イ（1）に掲げる基準に適合すること。</li> <li>・算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。</li> <li>・算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではないこと。</li> </ul> </li> <li>②次に掲げる基準のいずれにも適合すること。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・イ（2）に掲げる基準に適合すること。</li> <li>・算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないこと。</li> <li>・算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。</li> </ul> </li> </ul>	<p>平18厚告126号の別表の3のイ・ロの注13 留意事項通知第2の4（13）準用（第2の3の2（17）） 大臣基準告示・十九の二 令和3年3月16日老認発0316第3号、老老発0316第2号「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症対応型通所介護計画書</li> <li>・サービス提供記録</li> <li>・口腔・栄養スクリーニング様式（様式例）</li> </ul>

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
15 口腔機能向上加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。</p> <p>※口腔機能向上加算を算定できない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>歯科診療を受診している場合であって、次にいずれかに該当する場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>①医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂取機能療法を算定している場合</li> <li>②医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂取機能療法を算定していない場合であって、介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合</li> </ul> </li> </ul>	<p>平18厚告126号の別表の3のイ・ロの注14 留意事項通知第2の4（14）準用（第2の3の2（18）） 大臣基準告示・五十一の十三準用（二十） 令和3年3月16日老認発0316第3号、老老発0316第2号「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」 令和3年3月16日老老発0316第4号「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・口腔機能向上サービスに関する計画書（様式例）</li> <li>・認定調査票</li> <li>・基本チェックリスト</li> <li>・口腔機能改善管理指導計画（利用者等の同意の記録も確認）</li> <li>・口腔機能向上サービス提供記録</li> <li>・口腔機能状態モニタリング</li> </ul>
	<p>イ 口腔機能向上加算（I） 150単位</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を一名以上配置していること。</li> <li>(2) 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。</li> <li>(3) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービス（指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注に規定する口腔機能向上サービスをいう。以下同じ。）を行っているくうとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。</li> <li>(4) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。</li> <li>(5) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</li> </ul> <p>ロ 口腔機能向上加算（II） 160単位</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) イ（1）から（5）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</li> <li>(2) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出し（提出については、LIFEを用いて行うこととする。）、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</li> </ul>		

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
16 科学的介護推進体制加算	<p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして区長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し指定認知症対応型通所介護を行った場合は、1月につき40単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>(1)利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。）、栄養状態、口腔機能、認知症（アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態として政令で定める状態をいう。）の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 ※情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。 ※提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。</p> <p>(2)必要に応じて認知症対応型通所介護計画を見直すなど、指定認知症対応型通所介護の提供に当たって①に規定する情報その他指定認知症対応型通所介護を適かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。 ※事業所は、利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、PDCAサイクルにより、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めることが重要であり、具体的には、次のような一連の取組が求められる。したがって、情報を厚生労働省に提出するだけでは、本加算の算定対象とはならない。</p> <p>計画（Plan） 利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービスを提供するためのサービス計画を作成する。</p> <p>実行（Do） サービスの提供に当たっては、サービス計画に基づいて、利用者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施する。</p> <p>評価（Check） LIFEへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を行う。</p> <p>改善（Action） 検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努める。</p>	平18厚告126号の別表の3のイの注15 留意事項通知第2の4（15）（第2の3の2（19）） 令和3年3月16日老老発0316第4号「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」	・認知症対応型通所介護計画書 ・サービス提供記録 ・科学的介護推進に関する評価（通所・居住サービス）（様式例）
17 サービス種類相互の算定関係	利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、認知症対応型通所介護費を算定していないか。	平18厚告126号の別表の3のイ・ロの注16	・サービス提供票 ・利用者に関する記録
18 事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に認知症対応型通所介護を行う場合	指定認知症対応型通所介護事業所と同一建物に居住する者又は単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所若しくは共用型指定認知症対応型通所介護事業所と同一建物から当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所若しくは共用型指定認知症対応型通所介護事業所に通う者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、1月につき94単位を所定単位数から減算しているか。  ※ 但し、傷病その他やむを得ない事情により送迎が困難な場合はこの限りではない。 ※ 「同一建物」とは、当該事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指す。渡り廊下等で繋がっている場合は同一建物だが、同一敷地内の別棟や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。	平18厚告126号の別表の3のイ・ロの注17 留意事項通知第2の4（16）準用（第2の3の2（20））	・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 ・利用者に関する記録 ・送迎に関する記録
19 送迎を行わない場合の減算	利用者に対して、指定認知症対応型通所介護事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位を所定単位数から減算しているか。  ※ 同一建物減算の対象となっていないか	平18厚告126号の別表の3のイ・ロの注18 留意事項通知第2の4（17）準用（第2の3の2（21））	・運行記録 ・利用者に係る記録

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
20 サービス提供体制強化加算	<p>次に掲げる基準に適合しているものとして区長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が利用者に対し指定認知症対応型通所介護を行った場合等は、当該基準に掲げる区分に従い、イについては1回につき、ロについては1月につき、所定の単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 次のいずれかに適合すること。 ①単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。 ②単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数十年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。 ※勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。 ※共用型指定認知症対応型通所介護事業所にあっては、設備を共用する指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員の総数を含む。 (2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>ロ サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 次のいずれにも適合すること。 (1) 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 (2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>ハ サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 次のいずれかに適合すること。 ①単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。 ②単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所の指定認知症対応型通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 ※同一法人等（法人の代表者等が同一で、採用や人事異動、研修が一体として行われる等、職員の労務管理を複数法人で一体的に行っている場合も含む。）の異なるサービスの事業所の勤続年数や異職種（直接処遇のみ）の勤続年数は通算することができる。 ※事業所の合併、または別法人による事業承継などがあっても、当該施設・事業所の職員に変更がないなど、事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合も勤続年数に通算することができます。 ※共用型指定認知症対応型通所介護事業所にあっては、設備を共用する指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設の指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を直接提供する職員の総数を含む。 (2) 定員超過利用・人員基準違反に該当していないこと。</p>	平18厚告126号の別表の3ハ 留意事項通知第2の4（18）準用 (第2の2 (16) ④～⑦、第3の2 (25) ②) 大臣基準告示・五十二	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務体制一覧表</li> <li>・職員に関する記録</li> <li>・常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均の記録</li> </ul> <p>※前年度実績が6月末満の場合、届出日の属する月の前3月で算出</p>

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等												
21 介護職員処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして区に届け出た指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、所定単位数に加算する。</p> <p>(1) 加算の概要 ((I)～(V)を同時に算定することはできない。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護職員処遇改善加算(Ⅰ)</td> <td>介護報酬総単位数の10.4%に相当する単位数</td> <td>共通要件を満たし、キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲと職場環境等要件の全てを満たす。</td> </tr> <tr> <td>介護職員処遇改善加算(Ⅱ)</td> <td>介護報酬総単位数の7.6%に相当する単位数</td> <td>共通要件を満たし、キャリアパス要件Ⅰ及びⅡの全てと職場環境等要件を満たす。</td> </tr> <tr> <td>介護職員処遇改善加算(Ⅲ)</td> <td>介護報酬総単位数の4.2%に相当する単位数</td> <td>共通要件を満たし、キャリアパス要件Ⅰ又はⅡのいずれかと職場環境等要件を満たす。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 共通要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置を講じている。</li> <li>②改善計画を作成し全ての介護職員に周知し、区に届け出ている。</li> <li>③介護職員処遇改善加算の算定額相当の賃金改善を実施している。但し、経営悪化等で事業継続を図るため介護職員の賃金水準(本加算分を除く。)を見直す場合、区に届け出ること。</li> <li>④処遇改善に関する実績を区に報告している。</li> <li>⑤前12月間に労働基準法その他の労働関連法令に違反し罰金以上の刑に処せられていない。</li> <li>⑥労働保険料の納付が適正に行われている。</li> </ul> <p>(3) キャリアパス要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①要件Ⅰ…任用の際の職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む）を書面で作成し、全ての介護職員に周知</li> <li>②要件Ⅱ…資質の向上の支援に関する計画の策定、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知</li> <li>③要件Ⅲ…経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組みまたは一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを書面で作成し、全ての介護職員に周知</li> </ul> <p>(4) 職場環境等要件</p> <p>届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全ての介護職員に周知。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入職促進に向けた取組　・資質の向上やキャリアアップに向けた支援</li> <li>・両立支援・多様な働き方の推進　・腰痛を含む心身の健康管理</li> <li>・生産性向上のための業務改善の取組　・やりがい、働きがいの醸成</li> </ul>	区分	単位	要件	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護報酬総単位数の10.4%に相当する単位数	共通要件を満たし、キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲと職場環境等要件の全てを満たす。	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	介護報酬総単位数の7.6%に相当する単位数	共通要件を満たし、キャリアパス要件Ⅰ及びⅡの全てと職場環境等要件を満たす。	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	介護報酬総単位数の4.2%に相当する単位数	共通要件を満たし、キャリアパス要件Ⅰ又はⅡのいずれかと職場環境等要件を満たす。	<p>平18厚告126号の別表の3の二 留意事項通知第2の4(20)準用 (第2の2(17)) 大臣基準告示・五十三準用(四十八) 令和5年3月1日老発0301第2号 「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護職員処遇改善計画書</li> <li>・介護職員処遇改善実績報告書</li> </ul>
区分	単位	要件													
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護報酬総単位数の10.4%に相当する単位数	共通要件を満たし、キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲと職場環境等要件の全てを満たす。													
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	介護報酬総単位数の7.6%に相当する単位数	共通要件を満たし、キャリアパス要件Ⅰ及びⅡの全てと職場環境等要件を満たす。													
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	介護報酬総単位数の4.2%に相当する単位数	共通要件を満たし、キャリアパス要件Ⅰ又はⅡのいずれかと職場環境等要件を満たす。													

検査項目	検査事項											
			根拠法令等									
			検査書類等									
22 介護職員等特定待遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして区に届け出た指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>(1) 加算の概要 ((I)～(II)を同時に算定することはできない。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護職員等特定待遇改善加算(I)</td> <td>介護報酬総単位数の1.2%に相当する単位数</td> <td>共通要件を満たし、介護福祉士の配置等要件、待遇改善加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たす。</td> </tr> <tr> <td>介護職員等特定待遇改善加算(II)</td> <td>介護報酬総単位数の1.0%に相当する単位数</td> <td>共通要件を満たし、待遇改善加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たす。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 共通要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①次の基準に適合し、賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置を講じている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が8万円以上又は賃金改善後の賃金見込額が年額440万円以上であること。ただし、加算算定見込額が少額である等の理由により、当該賃金改善が困難である場合を除く。</li> <li>・経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の見込額の平均を上回っていること。</li> <li>・介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の見込額の平均の2倍以上であること。</li> <li>・介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金見込額が年額440万円を上回らないこと。</li> </ul> </li> <li>②改善計画を作成し全ての介護職員に周知し、区に届け出ている。</li> <li>③介護職員特定待遇改善加算の算定額相当の賃金改善を実施している。但し、経営悪化等で事業継続を図るため介護職員の賃金水準(本加算分を除く。)を見直す場合、区に届け出ること。</li> <li>④待遇改善に関する実績を区に報告している。</li> </ul> <p>(3) 介護福祉士の配置等要件</p> <p>地域密着型サービス介護給付費単位数表の、認知症対応型通所介護費におけるサービス提供体制強化加算(I)又は(II)のいずれかを届け出ている届け出ていること。</p> <p>(4) 处遇改善加算要件</p> <p>認知症対応型通所介護費における介護職員待遇改善加算(I)から(III)までのいずれかを算定していること。</p> <p>(5) 職場環境等要件</p> <p>計画期間に実施する待遇改善（賃金改善を除く）の内容及び待遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知</p> <p>(6) 見える化要件</p> <p>特定加算に基づく取組について、ホームページの掲載等により公表していること。  ※介護サービスの情報公表制度を活用し、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の待遇改善に関する具体的な取組内容を記載すること。  ※当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。</p>	区分	単位	要件	介護職員等特定待遇改善加算(I)	介護報酬総単位数の1.2%に相当する単位数	共通要件を満たし、介護福祉士の配置等要件、待遇改善加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たす。	介護職員等特定待遇改善加算(II)	介護報酬総単位数の1.0%に相当する単位数	共通要件を満たし、待遇改善加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たす。	<p>平18厚告126号の別表の3の二  留意事項通知第2の4(21)準用  (第2の2(18))  大臣基準告示・五十三の二準用  (四十八の二)  令和5年3月1日老発0301第2号  「介護職員待遇改善加算、介護職員等特定待遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護職員等特定待遇改善計画書</li> <li>・介護職員等特定待遇改善実績報告書</li> </ul>
区分	単位	要件										
介護職員等特定待遇改善加算(I)	介護報酬総単位数の1.2%に相当する単位数	共通要件を満たし、介護福祉士の配置等要件、待遇改善加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たす。										
介護職員等特定待遇改善加算(II)	介護報酬総単位数の1.0%に相当する単位数	共通要件を満たし、待遇改善加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たす。										

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
23 介護職員等ベースアップ等支援加算	<p>次に定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして区長に届け出た指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、介護報酬総単位数の1000分の23に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>(1) ベースアップ等要件</p> <p>①介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の3分の2以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な処置を講じている。</p> <p>②介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し全ての職員に周知し、区長に届け出ている。 ※賃金改善を行う賃金項目及び方法について、可能な限り具体的に記載すること。</p> <p>③介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額相当の賃金改善を実施している。ただし、経営の悪化等で事業継続を図るために介護職員の賃金水準(本加算分を除く。)を見直す場合、区長に届け出ること。</p> <p>④処遇改善に関する実績を区長に報告している。</p> <p>(2) 処遇改善加算要件</p> <p>認知症対応型通所介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</p>	<p>平18厚告126号の別表の3のへ 留意事項通知第2の4 (22) 準用 (第2の2 (19)) 大臣基準告示・五十三の三準用 (四十八の三) 令和5年3月1日老発0301第2号 「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護職員等ベースアップ等支援計画書</li> <li>・介護職員等ベースアップ等支援実績報告書</li> </ul>